

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会遺児養育手当支給要綱

平成18年7月19日

告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会遺児養育手当支給規程(以下「規程」という。)第11条の規定に基づき、規程の施行について必要な事項を定めるものとする。

(受給資格の認定)

第2条 規程第3条に規定する受給資格の認定を受けようとする者は、遺児養育手当受給申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 遺児の戸籍の謄本
- (2) 養育者の世帯全員の住民票の写し

(認定等の通知)

第3条 会長は、前条の規定による申請に基づき、受給資格があると認めるときは、遺児養育手当支給決定通知書(様式第2号)により、受給資格がないときは遺児養育手当受給申請却下通知書(様式第3号)により、申請者に通知しなければならない。

(支給月等)

第4条 手当は、毎年3月に支給する。

(届出等)

第5条 受給者は、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる届書を速やかに会長に提出しなければならない。

- (1) 受給者及び遺児が市内において住居を変更したとき。  
遺児養育手当住所変更届(様式第4号)
- (2) 受給者又は遺児が氏名を変更したとき。  
遺児養育手当氏名変更届(様式第4号)
- (3) 規程第9条に該当するに至ったとき。  
遺児養育手当受給権喪失届(様式第5号)

2 前項第2号に該当する届書には、戸籍の謄本を添えなければならない。

(未払手当の請求)

第6条 規程第10条の規定により,未払手当の支給を受けようとする者は,未払遺児養育手当請求書(様式第6号)を,会長に提出しなければならない。

(帳簿の備え付け)

第7条 会長は,次の帳簿を備え付けるものとする。

- (1) 遺児養育手当受給者台帳(様式第7号)
- (2) 遺児養育手当受給申請書受付処理簿(様式第8号)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は,平成18年7月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際,社会福祉法人笠間市社会福祉協議会遺児養育手当支給規則施行細則の規定によりすでになされた手当支給に関する手続については,この要綱の規定によりなされたものとみなす。